

地域づくりの方向 2

多様性を尊重し合えるまち

地域づくりの方向の概要

- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れ合う地域社会をつくれます。
- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくれます。

【政策】

- 2-1 多文化共生の推進
- 2-2 平和と人権の尊重
- 2-3 男女共同参画社会の実現

② 多様性を尊重し合えるまち

2-1 多文化共生の推進

2-1-1 外国人住民とのコミュニティの形成・促進

2-1-2 国際理解の推進

2-2 平和と人権の尊重

2-2-1 平和と人権意識の普及・啓発

2-3 男女共同参画社会の実現

2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

2-3-2 ワーク・ライフバランスの推進

2-3-3 配偶者等暴力防止対策の充実

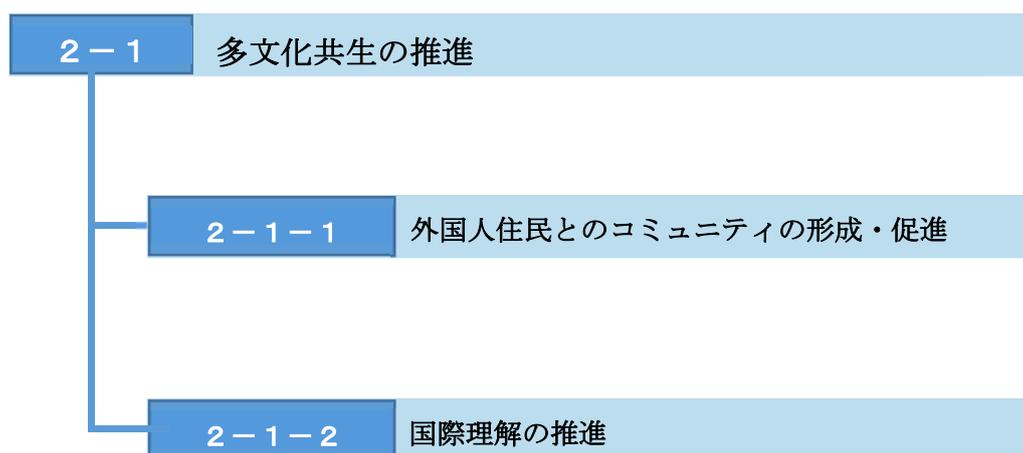
政策 2 - 1

多文化共生の推進

政策の概要

- 国籍や人種を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。
- 国籍や人種の違いを超え、地域社会の構成員として共生していく取組みを推進します。

政策と施策の構成



政策 2 - 1 多文化共生の推進

施策 2-1-1 外国人住民とのコミュニティの形成・促進

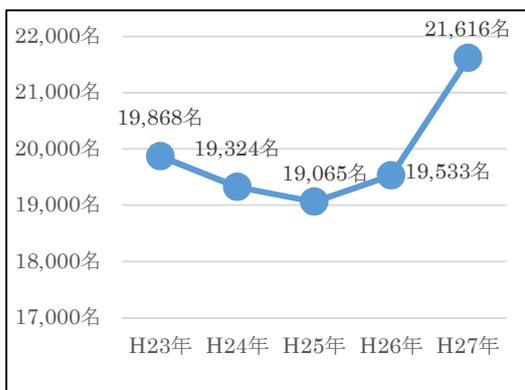
【施策の目標】

- 国籍や人種などを問わず、共に暮らす区民として、地域コミュニティを創っていくための環境を整備します。

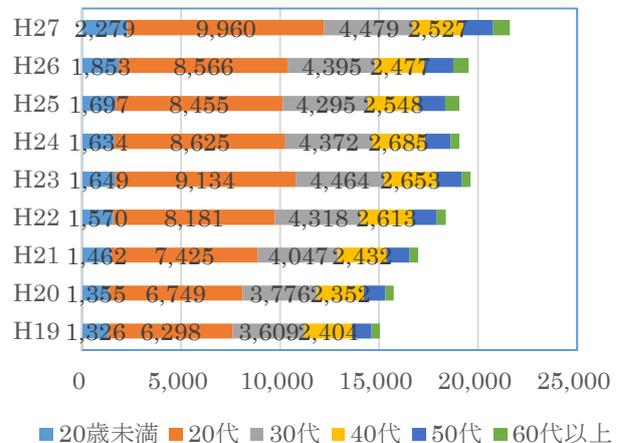
【現状と課題】

- **(現状)** 豊島区は、外国人登録者数が人口の 7.8%（平成 27 年 1 月 1 日現在）を占め、約 22,000 人の外国人が暮らしており、特に 20 代が外国人登録者数の約 46%と最多となっています。ただ、外国人住民の増加により身近な国際化が進行する一方、ごみの出し方、子育て、教育、住居の住まい方、地域コミュニティへの参加、防災、災害時の対応等、言葉や生活習慣の違いから生じる様々な問題への対応に苦慮している地域があります。
- **(課題)** 地域が直面している課題を解決し、外国人住民も加えた良好なコミュニティを構築していく必要があります。

◆外国人住民数の推移



◆外国人年齢別人口推移（各年1月1日現在）



出典；各年1月1日現在・住民基本台帳及び外国人登録

主な取組内容

国籍や人種を問わずすべての住民が地域にとけこみ、安心して生活できるようにするため、文化や習慣の相互理解を促進します。また、日本人・外国人住民がともに地域の担い手として連携し、言語・教育・住居・防災等、様々な課題の解決を進められる住み良い地域づくりを目指します。

〔取組内容〕

○町会・自治会の地域課題解決に向けての検討会の運営（再掲）

町会・自治会活動の活性化を目的として、町会・自治会が抱える課題の解決方策について協議するため、町会・自治会の代表を委員とした検討会を開催します。

○外国人住民との交流支援

日本人と外国人の住民相互の理解促進を目的とし、双方の文化や習慣の紹介・交流など、地域における取組みを支援します。また、地域区民ひろばで様々な事業を通し、外国人住民との交流を図ります。

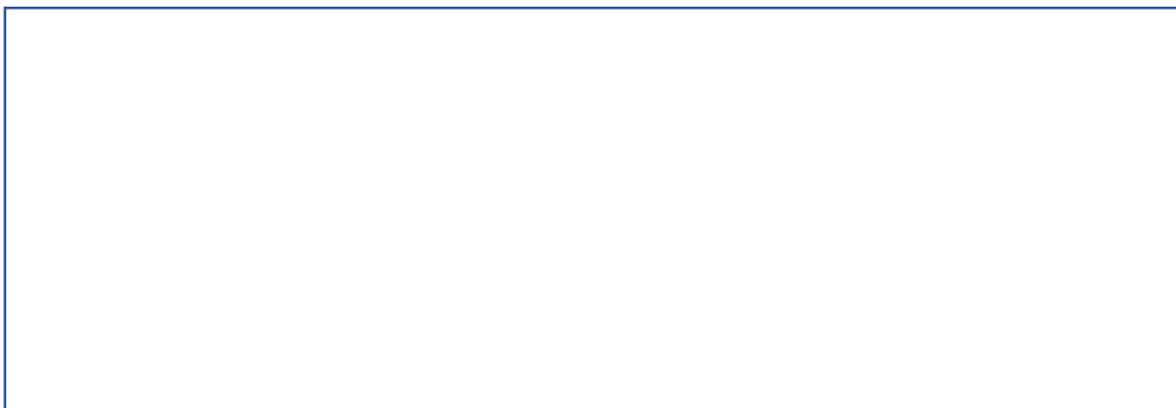
○外国人住民向けの生活情報の提供

区ホームページ等の広報媒体を通じ、外国人住民が地域の中で暮らす上で必要な生活情報を多言語で提供していきます。

○外国人住民が相談できる窓口の運営

区民相談コーナーで行っている英語・中国語の通訳を活用して、外国人住民の相談や意見を吸い上げ、区政への反映、住民同士の橋渡しにつなげていきます。

施策の達成度をはかる指標



政策 2 - 1 多文化共生の推進

施策 2-1-2 国際理解の推進

【施策の目標】

- 広い視野をもち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ります。
- 区民が、外国人の持つ多様な価値観や文化を尊重することにより、国際理解の推進を図ります。

【現状と課題】

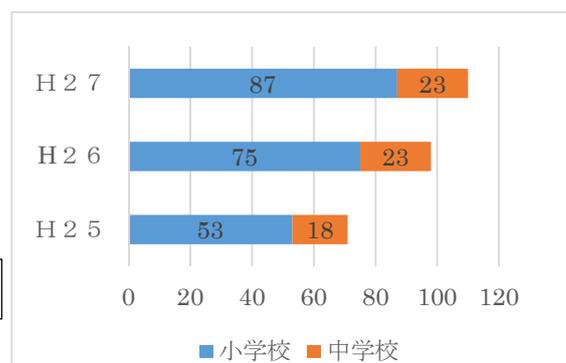
- **(現状)** 豊島区は、外国人登録者数が増加傾向にあり、国籍が 100 以上となるなど、多国籍化が進んでいます。また、区立の小・中学校では、年々外国から転入する児童・生徒が増加しています。
- **(課題)** 母国語しか解せない方々などに対して、また、その方々の対応などで苦慮する場面が増加傾向にあり、多言語対応への取り組み、日本語教室等による指導などにより言語の問題を解消する必要があります。
- **(課題)** 国際交流に関する各種事業を通じて、互いの文化や習慣等を尊重し合う土壌づくりを継続的に行うことで、国際理解を推進していく必要があります。

◆外国人住民数



出典；平成 27 年 1 月 1 日現在・住民基本台帳及び外国人登録

◆日本語指導が必要な外国人児童・生徒数の推移



出典；日本語指導が必要な児童・生徒の受入れ状況等に関する調査

主な取組内容

国際社会で活躍する国際性豊かな人材を育成するため、多様な文化を尊重できる態度や資質をはぐくむ取組みを推進します。また、外国人住民への日本語支援を含めた総合的な支援と同時に、地域社会の構成員として社会参加を図れる取組みを進めます。

○グローバル化に対応した英語教育

幼稚園での英語あそび、小学校1年生から4年生までの英語活動、5、6年生の英語教育を実施します。すべての時間にALT（外国人英語講師）を配置し、児童のコミュニケーション能力の素地を培います。また、中学校では、英語だけの授業を実施するなど、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

○オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピック学習を展開し、オリンピック・パラリンピアンと幼児・児童・生徒との交流等により、世界の国々の歴史・文化・習慣などを学ぶことを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう教育活動を展開します。

○日本語学習支援の充実

学校においては、帰国・外国籍児童・生徒に日本語の初期指導を行うことで学校生活への適応を支援する。また、区内在住在勤の外国人が区民との意思疎通を円滑にし、地域社会への適応を促進するため、ボランティアによる日本語教室を紹介するなど、日本語の基礎的会話を習得する機会を提供していきます。

○外国語ボランティア事業

区内の団体・学校等において通訳が必要になった場合、区に登録している外国語ボランティアを派遣します。また、英語や中国語をはじめ、様々な言語に対応して文書の翻訳も行います。

○ホームビジット事業

区内に在住・在勤・在学する外国人に日本人家庭を訪問する機会を提供するとともに、交歓を通して区民の異文化に関する広い視野を育み、相互理解の推進を図るため実施します。

○国際交流団体への支援

区内で活動する国際交流団体への支援を通じて、おみこし担ぎのイベントや日本文化体験プログラムを実施し、国際理解の推進を図ります。

施策の達成度をはかる指標

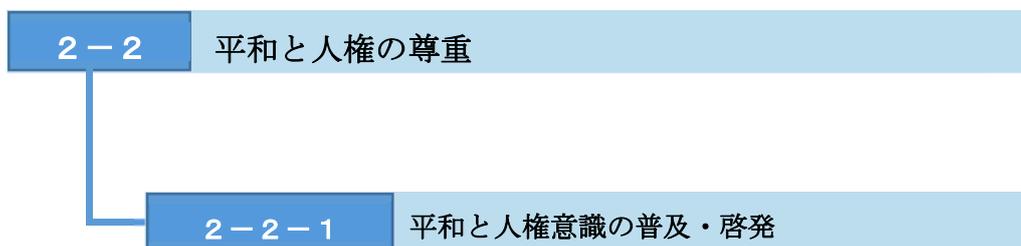
政策 2 - 2

平和と人権の尊重

政策の概要

- 豊かな地域社会の基盤となる、平和を大切にする心を育てていきます。
- お互いに相手を認め合い、尊重する地域社会を築きます。
- 安全・安心で豊かなコミュニティを築くため、平和や人権に関する意識を高めていきます。

政策と施策の構成



政策2-2 平和と人権の尊重

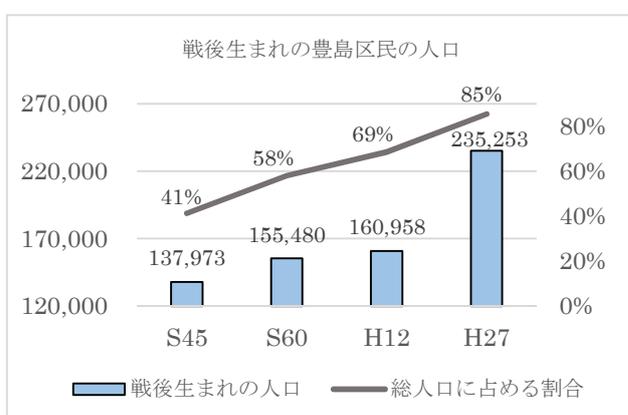
施策2-2-1 平和と人権意識の普及・啓発

【施策の目標】

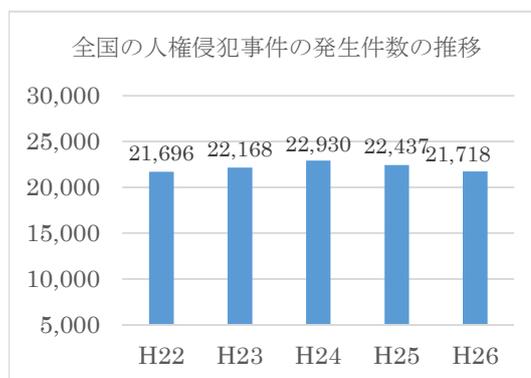
- 非核平和の大切さや人権問題についての正しい認識を普及させ、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。
- 平和・人権尊重などについてのPRや催し、非核平和に関する事業を実施することにより、平和と人権を尊重する地域社会の重要性を認識するきっかけとしていきます。

【現状と課題】

- **(現状)** 戦争がもたらした悲劇と破壊の苦い経験を二度と繰り返さないために、豊島区は昭和57年7月に、23区で初めて「非核都市宣言」を行いました。
- **(現状)** 戦後70年を経過した今日、被爆者や戦争体験した方の高齢化などにより、戦争の記憶が風化しつつあります。
- **(現状)** 「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人権尊重のため様々な啓発活動が行われてきました。
- **(現状)** 児童や高齢者への虐待、配偶者等による暴力、性同一性障害への偏見、犯罪被害者や刑を終えて出所した人への偏見や嫌がらせ、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動などの人権侵害の問題が次々に表面化しています。
- **(課題)** 戦争を知らない世代へ戦争の悲惨さを語り継ぎ、「平和に暮らせること」の大切さについて、改めて啓発していくことが必要です。
- **(課題)** 様々な主体が連携して啓発活動に取り組み、人権尊重の意識を社会に浸透させていくことが必要です。



出典；総務課作成資料



出典；法務局 HP

主な取組内容

憲法、平和、人権尊重、そして非核平和について区民の認識を深める事業を実施していきます。また、人権擁護委員等による相談事業や、人権週間を中心とした街頭啓発やパネル展などにより、人権尊重の意識啓発に努めていきます。

〔取組内容〕

○憲法・非核平和・人権思想周知活動の充実

非核平和の大切さ、憲法の精神、人権問題についての正しい認識の普及させるため、パネル展、核実験への抗議、人権啓発活動などを実施します。

○法律・人権身の上・行政相談の充実

法律問題や人権侵害、官公庁の業務への不満で悩んでいる区民等に対し、問題解決に向けた助言を行います。

○平和記念周年事業の推進

平成29年（2017年）、23区初の非核都市宣言から35年を迎えるのを機に、区の内外に広くアピールするとともに、非核平和に関する一人ひとりの認識を深める記念事業を実施します。



施策の達成度をはかる指標

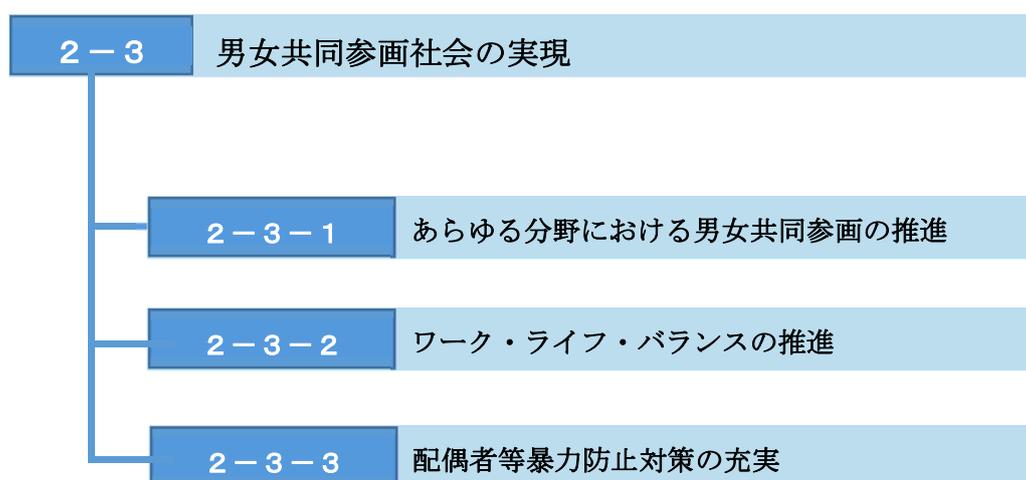
政策2-3

男女共同参画社会の実現

政策の概要

- 区民一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できるよう、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、配偶者等による暴力の根絶、仕事と家庭生活等の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。
- 男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画の視点であらゆる施策が取り組むことができるよう関係機関との連携を積極的に図ります。

政策と施策の構成



政策 2 - 3 男女共同参画社会の実現

施策 2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

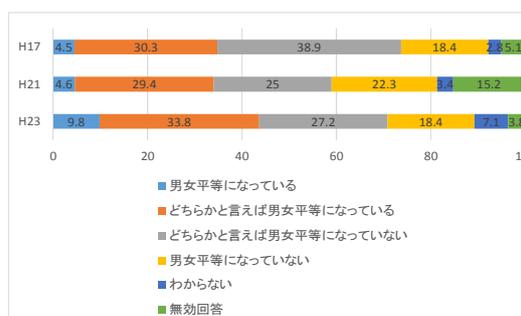
【施策の目標】

- 区民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場においてその個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実施します。

【現状と課題】

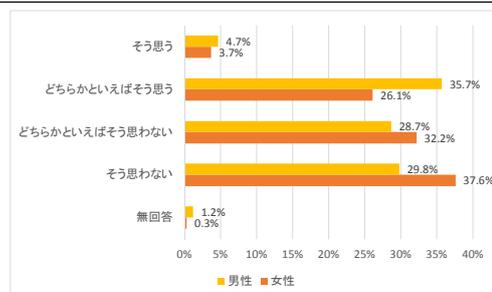
- **（現状）** 性別に起因する人権侵害や固定的な役割分担意識、社会的慣行が根強く残っています。平成27年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」でも、「家事は女性の仕事」という考え方について、女性は「そう思わない」の割合が最も高いのに対し、男性は「どちらかといえばそう思う」の割合が最も高くなっています。
- **（現状）** あらゆる立場の人々にとって必要なものであるという意識が浸透していないため、男女共同参画が十分に進まない状況にあります。
- **（現状）** 女性の指導的地位に占める割合や意思決定過程への参画は、依然として極めて不十分な状況にあります。
- **（課題）** 幅広い層に男女共同参画の考え方をわかりやすく広め、関心を持ってもらうことが必要です。
- **（課題）** あらゆる施策に男女共同参画の視点を持ち、様々な事業を効果的に展開することが重要です。
- **（課題）** 今後、公的分野・私的分野を問わずあらゆる分野における女性の参画を拡大する機会を整備していくことが必要です。

◆男女平等の状況



出典；（男女共同参画社会に関する住民意識調査）（H27）

◆「家事は女性の仕事」を肯定する割合



出典；男女共同参画社会に関する住民意識調査（H27）

主な取組内容

男女共同参画社会の実現を目指し、区民の意識改革を進めるとともに、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発を行います。

〔取組内容〕

○男女共同参画啓発講座

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、区民の意識改革、啓発のために講座等を行います。

○登録団体との共催事業

男女共同参画社会の実現を図ることを活動目的とする団体の意見を取り入れた共催事業を行います。

○啓発誌の発行

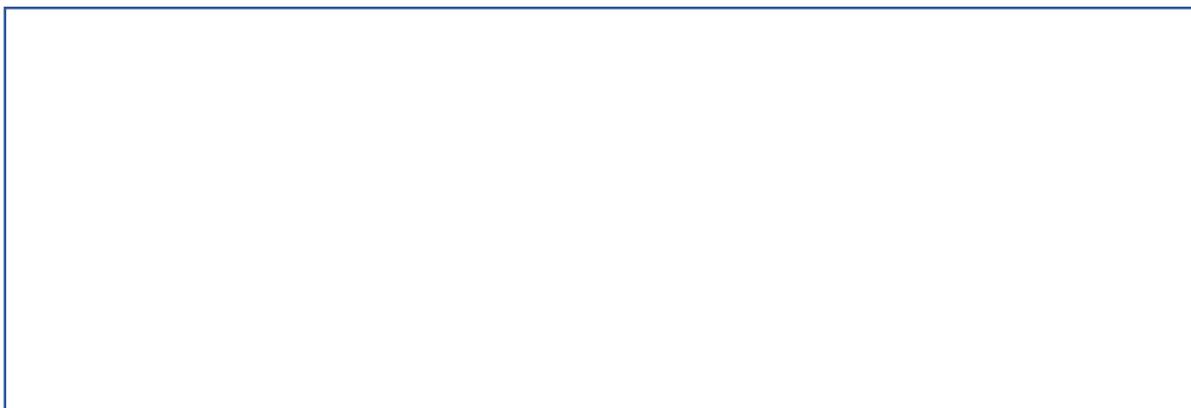
男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、広く区民に情報を提供し、男女共同参画の意識の普及、啓発を行うため、啓発誌を発行します。

○男女共同参画都市宣言記念週間講演会・パネル展示

区が平成14年に行った「男女共同参画都市宣言」の内容を周知・啓発するため、「都市宣言記念週間」を設定し、講演会やパネル展示を行います。



施策の達成度をはかる指標



政策 2-3 男女共同参画社会の実現

施策 2-3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

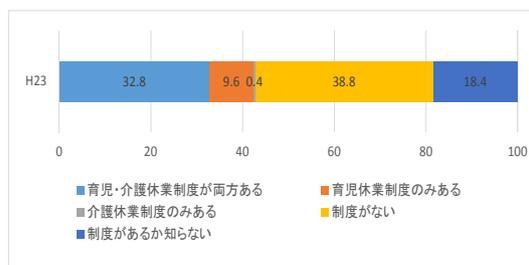
【施策の目標】

- 区民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスに対する関心と理解を深めます。
- 家庭と仕事、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで関わることができるよう、区民・事業所等と連携し取組みを進めます。

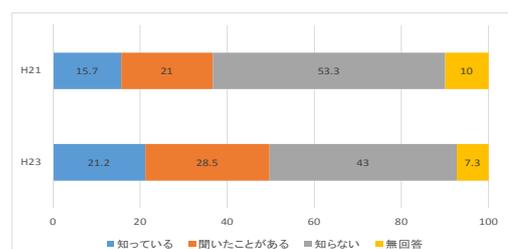
【現状と課題】

- **(現状)** 近年、女性の社会進出等により共働き世帯が増加していますが、長時間労働を前提にした雇用環境は従来のままです。平成27年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」で、育児・介護休業制度の有無について、「両方ある」と回答した人が約4割しかいません。そのため、働きたい女性が仕事を続けるか子育て・介護等のため仕事をやめるか二者択一を迫られる状況となっています。
- **(課題)** 女性が能力を十分に発揮するためには、男性も含めた長時間労働の改善等、企業がワーク・ライフ・バランスのメリットを認識・理解して、積極的に環境を整備することが求められています。
- **(課題)** 区民一人ひとりが家庭と仕事、地域活動との両立や心身の健康の維持により豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解し自ら取組むことが必要です。

◆育児休業・介護休業制度の整備状況



◆ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度



主な取組内容

男女ともに、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランス良く両立するための「ワーク・ライフ・バランス」が実現できる施策・環境整備を推進します。

〔取組内容〕

○ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催

ワーク・ライフ・バランスにおける先駆的な取組みや各種支援制度について、区民、経営者等に周知し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、フォーラムを開催します。

○「ワーク・ライフ・バランス推進企業」認定制度

仕事と育児等を両立できる職場環境づくりや男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組みの促進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定します。

○区民啓発事業の実施

区民がワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけをつくるために、啓発事業を行います。



施策の達成度をはかる指標

政策 2-3 男女共同参画社会の実現

施策 2-3-3 配偶者等暴力防止対策の充実

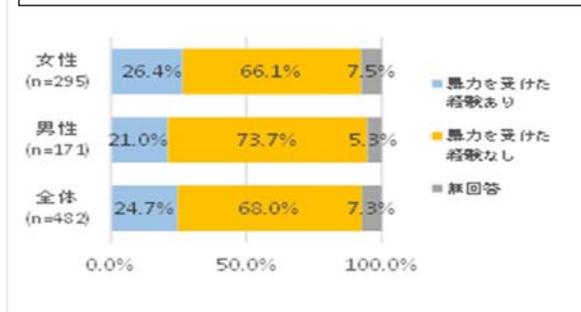
【施策の目標】

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現への大きな妨げとなっています。「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」に基づき配偶者等による暴力の根絶を推進します。

【現状と課題】

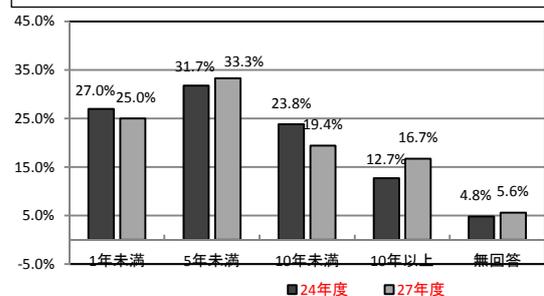
- **(現状)** 平成 27 年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」で、「配偶者等から暴力を受けた経験あり」と回答した人の割合は、23 年調査と比べ 7 ポイント増えています。しかし、「受けた経験について相談した相手」では、「区や東京都などの行政機関の相談窓口」が 6.9 ポイント減少しました。
- **(現状)** 平成 27 年に実施した「豊島区配偶者等による暴力相談実態調査」で、受けた暴力の被害期間で「10 年以上」と回答した人の割合は、24 年調査と比べ 4 ポイント増えています。
- **(課題)** 配偶者等による暴力の早期発見・未然防止を図るため、より一層、相談機関の周知と DV に対する理解を深めることが必要です。
- **(課題)** 被害が潜在化、重度化する前に適切な対応・支援が行われるよう関係機関との連携を強化する必要があります。

◆DV を受けた経験の有無



出典；男女共同参画社会に関する住民意識調査 (H27)

◆受けた暴力の被害期間



出典；豊島区配偶者等による暴力相談実態調査 (H27)

主な取組内容

DV被害者の早期相談・早期発見に繋がるよう、相談体制の充実及び相談機関の周知を進めます。さらに、配偶者等からの暴力の理解を深め、被害の未然防止を図るため、若年層や広く区民に向けた普及啓発に取り組みます。

〔取組内容〕

○相談事業の実施

女性をとりまく様々な問題について相談を受け、自ら解決の道がさぐれるように自立を支援します。また、弁護士・臨床心理士などが専門分野に関する相談（法律相談・こころ相談・DV相談）に応じます。

○配偶者暴力相談支援センター機能の強化

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するため、身近な窓口として、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援など関係機関との連携を強化します。

○啓発事業の実施

国が毎年実施する「女性に対する暴力をなくす運動」、区立中学生を対象に実施する「デートDV予防教室」、弁護士等による「専門相談講座」など、様々な機会を通して普及啓発を行います。

また、相談先を記載した相談カード・ステッカーの配布施設の拡大に取り組みます。



施策の達成度をはかる指標

